

2025年度 公益財団法人木内建設奨学財団 奨学生募集要項

1. 公益財団法人 木内建設奨学財団について

木内建設株式会社は大正 10 年(1921 年)1 月創業者の木内藤定が静岡市東町(現静岡市葵区東町)に木内組を創設し、その後、昭和 19 年 4 月に企業整備により静岡建築工業株式会社を設立以来、総合建設会社としてわが国の社会環境の整備、建設業界の発展に寄与してまいりました。お得意様のご指導・ご支援のもと、進取の精神に則り順調に発展を続け、2021 年には創業 100 周年を迎えることができました。

当社がこのように発展し、静岡県内トップの建設会社として広く信頼される存在となることができましたのも、お得意様のみならず、地元静岡県民の皆様のご愛顧によるものと平素より深く感謝しております。

当社では、平成 6 年の設立 50 周年を機に「地域に感謝する社会還元事業」として公益信託「木内建設記念奨学基金」を創設しました。『人づくり』は当社の経営理念でもあり、加速する少子高齢化社会、人手不足の続くわが国において、今後の社会発展の礎となる人材の育成に援助ができればと考えた次第です。

そのような中、この度の創業 100 周年を契機に新たに奨学財団を設立し、奨学金制度の更なる拡充を図ることと致しました。

今後、この奨学財団が、いささかなりとも社会・地域に貢献できるものとなれば、当社の喜びとするところであります。

2. 奨学金の目的

静岡県内の高校等に在学する生徒のうち、学業優秀かつ品行方正で、将来社会のリーダーとなって活躍することが期待でき、かつ修学に当たって経済的支援を強く求める者に対し、奨学金を給付し、社会有用の人材を育成するとともに、静岡県の発展に寄与することを目的としております。

3. 奨学生に対する給付内容

奨学生に対する給付は、以下のとおりです。

給付金額	給付期間	給付人数	返済義務	給付方法
月額 2万5千円	入学時から正規の最短期間 修業年限の終期までの 3年間給付	毎年新規 20 名程度	なし	原則、6ヵ月分を9月及び翌年3月に届 け出のあった本人名義の預金口座に振込

※ 新規奨学生採用者の初年度給付は、4月分から9月分を12月に、10月分から翌年3月分を翌年3月に給付します。

※ 退学や著しい成績不良等の受給資格喪失事由が生じた場合、又は、休学や停学等による奨学金の給付中断事由が生じた場合には、奨学金の給付が停止又は終了することがあります。

4. 奨学生となるための応募資格

以下のすべての事項を満たす方は、奨学生の応募資格を有します。

	事 項	備 考
属性	県内高校の新入生	現在は、下記に記載する高等学校に在籍する方を対象としております。

	事 項	備 考
推薦	在籍する高等学校長の推薦を受けた者	推薦のない方の応募は受付けておりません。
他の奨学金	他の奨学金の給付を受けていない者	他の奨学金に応募中でその結果が判明していない方は応募可能ですが、併給は不可です。

《現在の応募対象高等学校》

東部地区	中部地区	西部地区
静岡県立韭山高等学校	静岡県立清水東高等学校	静岡県立掛川西高等学校
静岡県立沼津東高等学校	静岡県立静岡高等学校	静岡県立磐田南高等学校
静岡県立富士高等学校	静岡県立藤枝東高等学校	静岡県立浜松北高等学校
		静岡県立浜松西高等学校

5. 奨学生となるための応募手続き

奨学生への応募手続きは、以下のとおりです。

	事 項	備 考
提出書類	(1) 奨学生願書	在籍する高校からお受け取りください。
	(2) 写真	無帽、上半身のための縦 4cm、横 3cm で裏面に記名の上、奨学生願書に添付してください。
	(3) 前年の世帯の所得がわかる書類	源泉徴収票・公的所得証明書・納税証明書・申告済収支報告書等、いずれか 1 つ
	(4) 成績通知票等の写し	入学後、最初に受領する一学期または前期の成績通知票等の成績関係書類の写し(前期・後期制の場合は、10 月末までに追加でご提出下さい。)
	(5) 推薦書	在籍する高等学校長により書かれたもの
	(6) 個人情報の取扱いに関する同意書	
	※ 上記提出書類は返却不可	提出前にコピーを取る等ご対応ください。
提出先	静岡市駿河区国吉田一丁目 7 番 37 号 公益財団法人木内建設奨学財団 事務局 (担当: 鈴木)	必ず在籍高校から提出して下さい。
提出期限	2025 年 9 月 1 日(月)	

6. 奨学生の選考方法

当法人は、選考委員会において、ご提出書類を厳正に審査して候補者を選出し、理事会の承認を得て、奨学生を決定致します。選考にあたっては、以下の事項を考慮致します。

	事 項	備 考
学業成績	成績通知票等の内容	奨学生願書に記載された事項も考慮致します。
経済的状況	修学における経済的援助の必要性	世帯年収、家族構成員等を参考にします。

7. 奨学生の選考結果

当法人は、在籍の高校を通じて、応募者に選考結果を**11月末日までに**通知致します。なお、選考過程についてはお答えできない旨ご了承ください。

8. 奨学生の義務

奨学生に選考された者は、「公益財団法人木内建設奨学財団奨学金規程」「公益財団法人木内建設奨学財団奨学金規程細則」を遵守しなければなりません。奨学生に選考された者は、選考結果の通知から 10 日以内に、これらの規程や細則を遵守することの誓約書を当法人に提出する必要があります。

なお、給付期間中に遵守すべき主な事項は、以下のとおりです。

	事由	備考
提出義務	学年終了時に高校から学業成績表の交付を受けた場合	奨学生は、交付後速やかに当法人に成績表(写し)を提出
報告義務	停学、退学処分、その他高校から処分を受けた場合、当法人への届出事項に変更があった場合	奨学生は、直ちに当法人にその旨報告
届出義務	休学、長期に亘る欠席、自主退学、転校、その他重大な意思決定を行う場合	奨学生は、事前に当法人にその旨届出

9. 奨学生の資格喪失

以下の事由が発生した場合、奨学生は奨学生資格を喪失します。

奨学生の資格喪失事由
① 高校の在籍関係が無くなったとき
② 高校から停学処分その他の処分を受けた場合において、その処分の原因となった行為が重大な法令違反又は公序良俗違反に該当するとき
③ 重大な法令違反又は公序良俗違反が明らかになったとき
④ 学業成績が著しく不良のとき
⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
⑥ 休学若しくは長期に亘る欠席で、学業を続ける意思がないと認められるとき
⑦ 本人から奨学金受給辞退の申し出があったとき

10. お問い合わせ先

当法人の奨学金について、ご質問や確認事項がある方は、公益般財団法人木内建設奨学財団事務局（電話：054-264-7126/E-mail：suzuki-su@kiuchi.co.jp）までご連絡くださいますようお願い致します。

以上

募集要項及び給付実績は、下記の木内建設株式会社ホームページからご覧いただけます。

<https://www1.kiuchi.jp/company/csr/>

